

平成25年3月14日

公益社団法人新潟県バス協会 専務理事 殿

新潟運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

タイヤ交換後の車輪脱落事故防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課長及び保安・環境調整官から平成25年3月14日付け事務連絡のとおり連絡があったので了知されるとともに、下記、車輪脱落による事故防止対策及び別添チラシについて、会報誌等に掲載いただき傘下会員に対し周知いただくと共に指導方よろしくお願いいたします。

記

1. タイヤ交換の際は、適正仕様のホイール（アルミホイール仕様車については、アルミホイールを使用する）を取り付けるとともに、ボルト、ナットの締め付けは規定トルクで確実に取付け、いま一度締め付け状態を点検すること。
2. タイヤ交換後は、点検ハンマーによる日常点検運行に加え、一定キロ数走行後に再度締め付け状態をレンチ等により点検すること、又は整備事業者にあっては、その旨自動車ユーザーに伝える等を行い、車輪脱落の事故防止に努めること。



平成25年3月14日

新潟県ハイヤータクシー協会 専務理事 殿

新潟運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

タイヤ交換後の車輪脱落事故防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課長及び保安・環境調整官から平成25年3月14日付け事務連絡のとおり連絡があったので了知されるとともに、下記、車輪脱落による事故防止対策及び別添チラシについて、会報誌等に掲載いただき傘下会員に対し周知いただくと共に指導方よろしくお願いいたします。

記

1. タイヤ交換の際は、適正仕様のホイール（アルミホイール仕様車については、アルミホイールを使用する）を取り付けるとともに、ボルト、ナットの締め付けは規定トルクで確実に取付け、いま一度締め付け状態を点検すること。
2. タイヤ交換後は、点検ハンマーによる日常点検運行に加え、一定キロ数走行後に再度締め付け状態をレンチ等により点検すること、又は整備事業者にあっては、その旨自動車ユーザーに伝える等を行い、車輪脱落の事故防止に努めること。



平成25年3月14日

社団法人新潟県トラック協会 専務理事 殿

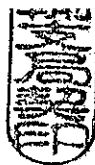
新潟運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

タイヤ交換後の車輪脱落事故防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課長及び保安・環境調整官から平成25年3月14日付け事務連絡のとおり連絡があったので了知されるとともに、下記、車輪脱落による事故防止対策及び別添チラシについて、会報誌等に掲載いただき傘下会員に対し周知いただくと共に指導方よろしくお願いいたします。

記

1. タイヤ交換の際は、適正仕様のホイール（アルミホイール仕様車については、アルミホイールを使用する）を取り付けるとともに、ボルト、ナットの締め付けは規定トルクで確実に取付け、いま一度締め付け状態を点検すること。
2. タイヤ交換後は、点検ハンマーによる日常点検運行に加え、一定キロ数走行後に再度締め付け状態をレンチ等により点検すること、又は整備事業者にあつては、その旨自動車ユーザーに伝える等を行い、車輪脱落の事故防止に努めること。



平成25年3月14日

社団法人新潟県自動車整備振興会 専務理事 殿

新潟運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

タイヤ交換後の車輪脱落事故防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課長及び保安・環境調整官から平成25年3月14日付け事務連絡のとおり連絡があったので了知されるとともに、下記、車輪脱落による事故防止対策及び別添チラシについて、会報誌等に掲載いただき傘下会員に対し周知いただくと共に指導方よろしくお願いいたします。

記

1. タイヤ交換の際は、適正仕様のホイール（アルミホイール仕様車については、アルミホイールを使用する）を取り付けるとともに、ボルト、ナットの締め付けは規定トルクで確実に取付け、いま一度締め付け状態を点検すること。
2. タイヤ交換後は、点検ハンマーによる日常点検運行に加え、一定キロ数走行後に再度締め付け状態をレンチ等により点検すること、又は整備事業者にあつては、その旨自動車ユーザーに伝える等を行い、車輪脱落の事故防止に努めること。



平成25年3月14日

新潟県自動車車体整備協同組合 専務理事 殿

新潟運輸支局検査整備保安部門
首席陸運技術専門官

タイヤ交換後の車輪脱落事故防止について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課長及び保安・環境調整官から平成25年3月14日付け事務連絡のとおり連絡があったので了知されるとともに、下記、車輪脱落による事故防止対策及び別添チラシについて、会報誌等に掲載いただき傘下会員に対し周知いただくと共に指導方よろしくお願いいたします。

記

1. タイヤ交換の際は、適正仕様のホイール（アルミホイール仕様車については、アルミホイールを使用する）を取り付けるとともに、ボルト、ナットの締め付けは規定トルクで確実に取付け、いま一度締め付け状態を点検すること。
2. タイヤ交換後は、点検ハンマーによる日常点検運行に加え、一定キロ数走行後に再度締め付け状態をレンチ等により点検すること、又は整備事業者にあっては、その旨自動車ユーザーに伝える等を行い、車輪脱落の事故防止に努めること。